

旭川市水道局入札等に関する設計金額の事前公表方針

1 目的

この方針は旭川市水道局が発注する業務委託に係る入札及び契約において、設計金額の事前公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 公表する業務委託

設計金額を公表する業務委託は、原則として、清掃及び人的警備業務を除き、水道施設及び下水道施設の維持管理業務を内容とし、設計金額が1,000万円以上の条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を執行するものとする。ただし、水道施設及び下水道施設の維持管理業務と清掃及び人的警備業務を統合した業務委託は対象外とする。

3 公表の時期

公表する時期は、入札に係る公示の日から公表するものとし、その期間は入札日の前日までとする。

4 公表の方法

入札に係る公示文に記載するものとする。

5 設計金額を事前公表した入札の取り扱い

設計金額を事前公表した上で執行する入札については、旭川市水道局契約規程の定めるもののほか、次に掲げる事項を入札の執行条件とする。

- (1) 設計金額を超える金額の入札は無効とする。
- (2) 入札の回数は1回とする。ただし、入札者が1者以下の場合及び落札者がいない場合は入札を中止する。
- (3) 入札参加者から入札額の根拠となる委託費内訳書の提出を求めることができる。

附 則

この方針は平成21年3月2日から施行し、平成21年4月1日を始期とする契約から適用する。

附 則

この方針は平成22年2月26日から施行し、平成22年4月1日を始期とする契約から適用する。